

健康保険への新規加入の届出は、「事前提出」をお願いします。

健保組合はマイナ保険証の利便性をさらに向上させるため、入社日前に資格取得届や被扶養者異動届の内容を点検（事前点検）します。



資格取得届と被扶養者異動届は、入社日前に提出してください。

資格取得届と被扶養者異動届（以下、「資格取得届等」という。）を入社日前に提出していただくことで、健保組合は届書の内容を「事前点検」（※1）して、入社日前に加入者のデータをオンライン資格確認等システムに登録します。

【従来】入社日5日以内 → 【変更後】入社日の2週間前より受け付けます



健保組合が入社日前にデータ登録を完了させることで、加入者と事業主に様々なメリットがあります。

入社日前の届け出にご協力ください。

基本的には入社日の2週間前より届出を受け付けますが、繁忙期となる4月1日入社の届出は、令和8年3月2日から受け付けます。また、3月23日までに当組合に提出していただいた場合は、原則4月1日に「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」の発行をいたします。（※2）

（※1）事前点検は令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で定められた運用で、健保組合に限り認められた取り扱いです。

（※2）想定数を超える届出があり、4月1日に間に合わない場合は、事前にご連絡いたします。また、被扶養者異動届は審査に時間を要する場合があるため、データ登録にお時間をいただく場合があります。

加入者の
ナリット

入社日からマイナ保険証が使えます！！

資格取得届等を入社日前に提出していただくことで、加入者は

入社日からマイナ保険証で保険診療を受けることができます。

【加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備することができます。】

なお、資格確認書を利用する方も、資格確認書が手元に届くまでの期間が短縮します。

急に医療機関にかかる場合も安心ね！！

